

第9期 玉野市老人保健福祉計画 介護保険事業計画

概要版

令和6～8年度（2024～2026年度）

住み慣れた地域で、健康で元気に暮らせるまちづくり

計画の策定について

本市の令和5（2023）年9月末現在の高齢化率は39.1%と全国平均を上回り、75歳以上の割合は23.1%と高齢化は急速に進展しています。

また、高齢単身者及び高齢者夫婦のみの世帯も年々増加しており、高齢者を地域で見守り、支える仕組みづくりは急務となっています。

本市では、これまで、高齢者が安心して自立した生活を営めるよう支援するために、「自助」、「互助」、「共助」、「公助」の連携により保健福祉サービスと介護サービス提供体制の充実を図るとともに、「健康で安心して生活できるまちづくり」の実現に取り組んできました。

本計画は、これまで実施してきた取組の方向性を継承しつつ、令和7（2025）年及び令和22（2040）年を見据え、玉野市における高齢者施策及び介護保険事業の取り組むべき事項を整理するとともに、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進を図り、地域共生社会の実現へ向けた計画を策定するものです。

令和22年（2040年）までの中長期的な視点に立った計画の策定



令和7年（2025年）
団塊の世代が
75歳に

令和22年（2040年）
団塊ジュニア世代が
65歳に

基本目標

基本目標1

健康で活躍できる人づくり(自助)

- 高齢期の「自分らしい暮らし」の実現に向けて、あらかじめ準備・行動ができるように、意識の醸成に取り組みます。
- 高齢者になる前からの健康維持や地域活動等への社会参画の機会を充実し、各種取組を連動させて情報発信を進めます。
- 高齢期のライフステージに応じた切れ目のない相談体制の充実の他、デジタル化への対応など市民の利便性の向上を図ります。

基本目標2

自立と安心を支える地域づくり(互助)

- 医療・介護が必要になっても、地域で安心して暮らし続けられるよう、在宅生活を支える介護、医療、保健・福祉、権利擁護の充実を図ります。
- 地域との協働により、介護予防・健康づくり、社会参加、生活支援を一体的に進めることで、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、つながり・支えあう地域づくりを進めます。

基本目標3

介護保険事業の円滑な運営(共助)

- 利用者やその家族が安心してサービスを利用できるよう、質の向上を図るとともに、介護給付費の適正化を図る取組を推進します。
- 介護サービスを安定的に継続して提供できるよう災害、感染症、介護人材の不足などのリスクに対して強い体制づくりを目指します。
- 在宅医療・介護・権利擁護の連携強化と、「地域ケア会議」の充実を図り、軽度認知障害(MCI)の早期発見・早期対応や認知症施策の推進、高齢者虐待防止と予防による権利擁護の強化により、高齢者が重度の要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる安全安心な生活環境づくりを進めます。

基本目標4

在宅生活を支える基盤づくり(公助)

- 「地域包括ケアシステム」の深化・推進を目指し、より一層の機能の充実と強化に向けた取組を進めます。
- 介護保険事業は、介護給付費等を介護保険料と公助(国・県・市)で負担するシステムです。必要とされる介護サービス量を適切に見込むとともに、人口及び要介護者数等を推計し、公平性・透明性の高い仕組みづくりを構築します。

重点取組

重点取組 ① 健康づくりと介護予防の一体的な推進

高齢者が生涯にわたり健康でいられるよう、元気なうちからの健康づくりの推進に取り組むとともに、切れ目のない推進に向け「第2次健康たまの21計画・玉野市食育推進計画」や「次期データヘルス計画」と連携しながら取り組みます。

施策1-1 健康づくりの推進

①健康づくりの推進

施策1-2 介護予防の推進

- ①介護予防・生活支援サービス事業の推進
- ②一般介護予防事業の推進

施策4-1 地域包括ケアシステムの推進

重点取組 ② 認知症施策の推進

「認知症施策推進大綱」を踏まえ、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視した施策に取り組みます。また、予防に関するエビデンス（証拠）の収集・普及とともに、通いの場における活動の推進など、正しい知識と理解に基づいた予防を含めた認知症への「備え」の重要性を鑑み、関係団体等と連携して施策に取り組みます。

施策4-2 認知症施策の推進・権利擁護等の強化

①認知症施策の推進

重点取組 ③ 高齢者の生きがいづくり

高齢者が生きがいを持って地域や職場で活動できるよう、社会参加を支援するとともに、自身の健康維持や介護予防に繋がるよう、高齢者の生きがいづくりに取り組みます。

施策1-3 生きがい対策の推進

- ①社会参加の推進
- ②多様な地域活動の推進
- ③生きがい就労への支援

重点取組 ④ 在宅医療・介護連携の推進

医療や介護が必要になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしが続けられるよう、地域において関係機関が連携し、必要な医療・介護が一体的に提供できるよう、在宅医療・介護連携を推進します。

施策4-1 地域包括ケアシステムの推進

④在宅医療・介護連携の推進

第1号被保険者の保険料について

第9期計画期間における介護保険事業に要する総事業費の見込額に第1号被保険者の負担割合(23%)、予定保険料収納率(99.6%)、所得段階別加入割合補正後被保険者数、調整交付金、介護給付費準備基金取崩額等の影響を算定した結果、第1号被保険者の保険料基準月額は6,000円(年額:72,000円)となります。

段階区分	対象者	介護保険料の計算式	介護保険料(年額)
第1段階	・生活保護被保護者 ・世帯全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市町村民税非課税かつ本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	基準額 ×0.285	20,520円
第2段階	・世帯全員が市町村民税非課税かつ本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の人	基準額 ×0.435	31,320円
第3段階	・世帯全員が市町村民税非課税かつ本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える人	基準額 ×0.685	49,320円
第4段階	・本人は市町村民税非課税であるが、同じ世帯に市町村民税を課税されている世帯員がいる人で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	基準額 ×0.90	64,800円
第5段階	・本人は市町村民税非課税であるが、同じ世帯に市町村民税を課税されている世帯員がいる人で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える人	基準額	72,000円
第6段階	・本人が市町村民税課税かつ前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額 ×1.20	86,400円
第7段階	・本人が市町村民税課税かつ前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額 ×1.30	93,600円
第8段階	・本人が市町村民税課税かつ前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額 ×1.50	108,000円
第9段階	・本人が市町村民税課税かつ前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	基準額 ×1.70	122,400円
第10段階	・本人が市町村民税課税かつ前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	基準額 ×1.90	136,800円
第11段階	・本人が市町村民税課税かつ前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	基準額 ×2.10	151,200円
第12段階	・本人が市町村民税課税かつ前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	基準額 ×2.30	165,600円
第13段階	・本人が市町村民税課税かつ前年の合計所得金額が720万円以上の人	基準額 ×2.40	172,800円

第9期玉野市老人保健福祉計画・介護保険事業計画

《概要版》

発行:玉野市 〒706-8510 岡山県玉野市宇野一丁目27番1号

主管:玉野市 健康福祉部長寿介護課

電話:0863-32-5537